令和８年　第１０回八幡浜市農業委員会総会議事録

１　日　　時　　令和８年９月４日（金）　１３時３０分

２　場　　所　　八幡浜庁舎　５階　大会議室

３　出 席 者

○農業委員

番号	氏　名	番号	氏　名	番号	氏　名
i	濵田　善純	２	萩森　浩志	３	菊池　政弘
４	樋田　都	５	平田　雅士	６	西川　正則
７	松本　吉隆	８	二宮　佳郁	９	清水　正仁
１０	古能　聖人	１１	玉木　勝広	１２	坂野　清史
１３	二宮　直樹	１４	浅野　治男	１５	山内　裕司
１６	稲垣　憲定	１７	屋舗　憲幸	１８	菊池　健三
１９	峯本　裕貴				

○事務局職員

事務局次長　松浦　秀紀

事務局　　菊池　嘉隆、宮崎　こずえ

４　議事日程

第１　会長挨拶

第２　議事録署名人選出

第３　付議案件について

議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について　3 件

議案第 42 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（所有権移転）　5 件

議案第 43 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）　10 件

報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について　2 件

第４　協議・連絡事項

・農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）案に対する意見について

・県外視察について
・第11回農業委員会総会

5　会議の概要

事務局次長　　ただいまから、令和 8 年第 10 回八幡浜市農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員は、19 名中 19 名で総会成立の定足数に達しています。
それでは、樋田会長から招集の挨拶をお願いします。

会　　長　　（招集挨拶）

議　　長　　それでは、議事に入る前に議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは議事録署名人に、「6 番　西川　正則　委員」、「7 番　松本　吉隆　委員」を指名します。

続きまして、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
番号34について、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　それでは、議案第41号、番号34について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「637 ㎡」、3 条賃貸借です。
貸付人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
借受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、貸付人は、高齢により耕作できないため、農地を貸し付けたい。借受人は、農地を借り受けて、経営規模を拡大したいであります。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
説明は以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

7番　　「○○○○」さんは今年から新規就農者で、去年あたりからバイターで入って、これから山を広げていくような感じで頑張っていくみたいで、「○○○○」さんは高齢なんで、もう山をあてていっている状態なんで、何も問題ないと思います。
以上です。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、番号35について事務局の説明を求めます。

事務局　　それでは、番号35について説明します。
農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「1,607㎡」、外11筆、計「21,670㎡」、3条無償移転です。
譲渡人「○○○○」、「○○○○」。
譲受人「○○○○」、「○○○○」。
申請事由としては、譲渡人は、会社勤めで耕作ができないため離農したい。譲受人は、農地を譲り受けて、経営規模を拡大したいであります。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
説明は以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

5番　　番号35について説明させていただきます。
譲渡人「○○○○」さん○○歳。この土地は、今年2月に親族の

「○○○○」さんから相続されたのですが、会社勤めで耕作ができないため離農したいとのことです。
譲渡人「○○○○」さん○○歳は、本人、妻、長男が農業に従事しており、農地を譲り受けて経営規模を拡大したいとのことです。
双方の意思が合致して、このような運びとなりました。ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、番号36について事務局の説明を求めます。

事 務 局　　それでは、番号36について説明します。
農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「1,120㎡」、外16筆、計「20,087㎡」、3条有償移転です。
譲渡人「○○○○」、「○○○○」。
譲受人「○○○○」、「○○○○」。
申請事由としては、譲渡人は、これまで賃貸借により貸し付けていた農地を売却したい。譲受人は、借り受けていた農地を購入し、経営の安定化を図りたいであります。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
説明は以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

２番　　今ほどの説明ですが、「○○○○」さん○○歳、「○○○○」さん。これは息子さんの「○○○○」さんがやられています。今までが賃貸借でありましたが、今度、売買ということで、双方が合意してのことになり

ます。問題ないと思います。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、議案第42号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（所有権移転）」を上程します。
番号84について、事務局の説明を求めます。

事務局　　それでは、議案第42号について説明します。
番号 84、所有権を移転する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「7,194㎡」。
所有権を移転する者「○○○○」、所有権の移転を受ける者「○○○○」、売買価格「○○○○」。
以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

５番　　84番について説明したいと思います。
譲渡人「○○○○」さんは○○歳と高齢で、農作業を続けるのが難しいとのことです。
譲受人「○○○○」さん○○歳は、「○○○○」で有名な農家さんです。経営規模を拡大したいとのことです。
○○○○の園地は早生、20 号の樹園地で、農道やクーラー設備もあり、良いところです。
10年ほど前からこの2人の関係は、地主と小作ということで、関係も良好です。ご承認のほどお願いいたします。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　員　　（意見、質問等なし）

議　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　員　　（異議なく承認）

議　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、番号85から86について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局　　番号85から86について、一括して説明します。
番号85、所有権を移転する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「1,425㎡」、外1筆、計「1,973㎡」。
所有権を移転する者「○○○○」、所有権の移転を受ける者「○○○○」、売買価格「○○○○」。
番号86、所有権を移転する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「472㎡」。
所有権を移転する者「○○○○」、所有権の移転を受ける者「○○○○」、売買価格「○○○○」。
以上です。

議　長　　地元委員の説明を求めます。

8番　　番号85、86について説明します。
「○○○○」さん○○歳、高齢でもう農業はしておりません。
この畑はIターンの子が作りよったんですけど、去年の段階でやめまして、後を「○○○○」君○○歳、若い後継者なんですが、この子の園地がすぐ隣にありまして、隣接園ということで、この子が買い取るということで話がまとまりました
86番、「○○○○」さん○○歳ですが、まだ若いのですけど、体を壊しまして、何年か前に離農をしております。
この園地は、「○○○○」君の隣接園です。農道を挟んで上が「○○○○」、下が「○○○○」なんですけど、農道下の「○○○○」園地はもう放任園状態であったので、この安い値段で、「○○○○」君が将来は元の畑に戻して、ちゃんと管理したいということで話がまとまりました。

問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、番号87について事務局の説明を求めます。

事務局　　番号87について説明します。
所有権を移転する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「695㎡」、外1筆、計「718㎡」。
所有権を移転する者「○○○○」、所有権の移転を受ける者「○○○○」、売買価格「○○○○」。
以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

１０番　　それでは87番を説明させていただきます。
売り手の「○○○○」さんは高齢で、現在、○○○○の方に住んでおられまして、みかん作りはされておりません。以前より畑の処分を「○○○○」さんの方が考えられておりました。
買い手の「○○○○」さんは○○歳で、○○○○出身で、現在、○○○○をされております。婿養子となり、奥さんと義理のお父さんと3人でみかん作りされております。
この畑は以前から、「○○○○」さんが賃貸借で作っておられまして、今回、双方合意の上で売買ということになりました。
何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、番号88について事務局の説明を求めます。

事 務 局　　番号88について説明します。
所有権を移転する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「2,743㎡」、外1筆、計「8,181㎡」。
所有権を移転する者「○○○○」、所有権の移転を受ける者「○○○○」、売買価格「○○○○」。
以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

１４番　　88番の説明を行います。
「○○○○」さんは高齢で、農地の整理を考えております。
買い手の「○○○○」さんはまだ若く、経営規模の拡大等を考えており、この2人の意見が合致しまして、売買の方に至っております。
何ら問題はないので、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、議案第43号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）」を上程します。

番号 152 について、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　それでは、議案第 43 号について説明します。
番号 152 から 161 までありますが、そのうち番号 159 から 161 については、旧基盤法による貸借の期間が満了し、農地中間管理機構を通した契約に変更する貸借の契約です。新たに機構を通した貸借に変更することになりますが、契約内容に大きな変更はなく、軽微な変更のみで、引き続き耕作を延長するという内容ですので、これまでどおりあっせん会議と総会での読み上げ及び地元委員の説明は省略し、報告のみとさせていただきます。

番号 152、貸借権を設定する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「1,223 ㎡」。
貸借権を設定する者「○○○○」、貸借権の設定を受ける者「○○○○」、使用貸借。
以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

6番　　この土地は、貸借権を設定する「○○○○」さんの実家の土地になります。
「○○○○」さんは、「○○○○」さんの奥さんとなります。
「○○○○」さんは、前○○○○さんになります。
「○○○○」さんの方から私の方に、ちゃんと作りますので、よろしく頼みますということで話がありました。
何も問題もないと思うので、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、番号153について事務局の説明を求めます。

事務局　　番号153について説明します。
貸借権を設定する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「1,095㎡」、外4筆、計「3,875㎡」。
貸借権を設定する者「○○○○」、貸借権の設定を受ける者「○○○○」、賃貸借「○○○○」。
以上です。

議　長　　地元委員の説明を求めます。

7番　　153番の説明です。
「○○○○」さんは高齢で、去年もこの山をあてていたんですけど、あたっていた方がもうやれなくなったということで、廃園にする予定でしたが、「○○○○」さんから声がかかりました。
「○○○○」さんは規模を拡大しているので、お互いの意見が合ってのこのような形なので、何の問題もないと思いますので、よろしくお願いします。

議　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　員　　（意見、質問等なし）

議　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　員　　（異議なし）

議　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、番号154について事務局の説明を求めます。

事務局　　番号154について説明します。
貸借権を設定する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「447㎡」。
貸借権を設定する者「○○○○」、貸借権の設定を受ける者「○○○○」、使用貸借。
以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

８番　　番号154について説明します。
「○○○○」さん○○歳、「○○○○」さん○○歳。
「○○○○」さんは、「○○○○」さんのおじさんになります。
元々農家ではなく、商売をされていた方で、この土地は遥か昔から「○○○○」さんが耕作しておりました。
何も問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、番号155について事務局の説明を求めます。

事務局　　番号155について説明します。
貸借権を設定する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「1,265㎡」、外4筆、計「9,786㎡」。
貸借権を設定する者「○○○○」、貸借権の設定を受ける者「○○○○」、賃貸借「○○○○」。
以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

１２番　　貸し手の「○○○○」さんは○○歳、ご夫婦で5haの園地を管理されています。有機栽培で柑橘のほか10品目を栽培されていて、○○○○という会社を組織されていて、販売をされているそうです。
栽培のほうは、今回の「○○○○」さんのほかに、○○○○出身の常時雇いの方１名と、パートの方２名で行われています。
借り手の「○○○○」さんは○○歳で、○○○○の出身で、○○○○

に技術者として 12、3 年お勤めされていたそうです。何回か転勤を経験されていて、ある時、仕事ばかりで家族との時間が少ないなと気になっていた時に、家庭菜園で野菜を作ってみられたそうですが、それがうまいこと行かず、スーパーにはきれいで美味しい野菜がたくさん並んでいるのに、なぜうまくいかなかったのかと、自分の性格上、知りたい、突き詰めたいと思い、会社を退社され、奥さんの実家がある○○○○で、トマトの栽培を始めるべく、講習会等に参加していたのですが、トマトはちょっと違うなと思い始めた頃、貸し手の「○○○○」さんと交流がある兄弟子である先輩の方と知り合い、柑橘の勉強も始められたそうです。

3 年前に「○○○○」さん方に見学、勉強に来られ、約 2 年前にここで柑橘栽培をしたいと思い、ご家族でこちらに移住されてきました。

今は研修生という形で手伝いをされていますが、「○○○○」さんには後継者がおられないということで、お 2 人で相談のうえ今回の件となりました。将来は全園地を譲り受け、販売も引き継ぎたいという話をされておりました。

「○○○○」さんは現在、「○○○○」さんが準備された一軒家で、ご家族 5 人で住まわれていて、園地の方に通われています。

問題ないと思います。よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、番号 156 について事務局の説明を求めます。

事 務 局　　番号 156 について説明します。

貸借権を設定する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「185 ㎡」、外 1 筆、計「318 ㎡」。

貸借権を設定する者「○○○○」、貸借権の設定を受ける者「○○○○」、使用貸借。

以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

１４番　　番号156について説明します。
農地を貸し付ける「○○○○」さんなんですが、高齢でほとんど農作業等はできていない状態で、農地を手放す方向でも考えておりますが、ちょうどこの園地の近くで耕作している「○○○○」さんなんですが、話が進みまして、このような形で貸借となっております。
「○○○○」さんは、歳も結構若く、経営規模の拡大も考えておいでる方で、何ら問題ないと思います。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、番号157について事務局の説明を求めます。

事 務 局　　番号157について説明します。
貸借権を設定する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「957㎡」、外3筆、計「3,206㎡」。
貸借権を設定する者「○○○○」、貸借権の設定を受ける者「○○○○」、使用貸借。
以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

１８番　　それでは番号157について説明します。
「○○○○」さん○○歳。借り手の「○○○○」さん○○歳であります。
「○○○○」さん、病気のために農業をされるのがとても厳しい状態

であったところ、新規就農の 3 年目なる「○○○○」さん、ここは夫婦でやられて真面目にみかんを作られておるので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、番号 158 について事務局の説明を求めます。

事 務 局　　番号 158 について説明します。
貸借権を設定する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「1,200 ㎡」。
貸借権を設定する者「○○○○」、貸借権の設定を受ける者「○○○○」、使用貸借。
以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

１７番　　番号 158 についてご説明させていただきます。
「○○○○」さんは○○歳ですが、足の方をちょっと痛めておりまして、膝が悪いということで、面積を徐々に減らしたいということでして、この園地についても廃園手続きをしていたところ、この園地の隣の方が、「○○○○」さんを雇われていまして、「○○○○」さんは○○○○で畑をちょっとやってみたいということで、双方の意見が合致しまして、このようになっております。
何も問題はないと思います。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

これより 159 号から 161 号について、基盤法から中間管理機構を介した契約への契約更新の案件になりますので、先ほど事務局から説明がありましたように、地元委員の説明等は省略いたします。

続きまして、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事 務 局　　それでは報告第9号、合意解約について説明します。
番号 45、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「1,120 ㎡」、外13筆、計「19,257 ㎡」。
賃貸人「○○○○」、貸借人「○○○○」、解約の理由は、売買に変更するためです。
以降の案件は報告のため、説明を省略します。
以上です。

議　　長　　報告事項でありますので、以上で終わります。

続きまして、協議、連絡事項に移りたいと思います。

（協議事項について説明及び審議）

議　　長　　それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6　閉　　会　　１４時４０分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和８年９月４日

会　　長　　樋　田　　都

議事録署名人　　西　川　正　則

議事録署名人　　松　本　吉　隆